

小児慢性特定疾病医療費給付制度における自己負担上限月額

(単位:円)

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限月額(患者負担割合:2割、外来+入院)		
			一般	重症(注2)	人工呼吸器等装着者
I	生活保護等		0	0	0
II	市町村民税非課税(世帯)	低所得Ⅰ(収入:~80万円)	1,250	1,250	500
III		低所得Ⅱ(収入:80万円超~)	2,500	2,500	
IV	一般所得Ⅰ:市町村民税課税以上 7.1万円未満		5,000	2,500	
V	一般所得Ⅱ:市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満		10,000	5,000	
VI	上位所得:市町村民税約25.1万円以上		15,000	10,000	
	入院時の食事療養費標準負担額		1/2自己負担		

注1 生活保護等、血友病等のかたは、自己負担(食事療養費標準負担額を含む)はありません。

注2 重症とは:次のいずれかに該当(別表:重症患者認定基準参照)

①療養に係る負担が特に重いものとして基準に適合する場合

②費用が高額な治療を長期に渡り継続する場合(医療費総額が5万円/月を超える月が年間6回以上ある場合)

注3 既認定患者への経過措置期間は、平成29年12月31日で終了しています。